

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。
令和7年度四国中央市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

1. 地方消費税交付金予算額

総額	従来分	社会保障財源分
千円	千円	千円
1,989,000	936,000	1,053,000

2. 社会保障施策への充当状況

充当先		令和7年度予算額	財源内訳				
			特定財源		一般財源		
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
社会福祉費	社会福祉総務費	1,225,639	383,915	6,589	260,000	575,135	
老人福祉費	介護保険費	1,919,882	79,880	0	150,000	1,690,002	
	後期高齢者医療費	1,639,697	275,299	425	150,000	1,213,973	
児童福祉費	児童福祉総務費	2,838,375	1,516,699	382,337	283,000	656,339	
	保育所費	1,096,213	7,658	46,193	50,000	992,362	
	こども医療費	437,284	56,925	15,554	60,000	304,805	
生活保護費	扶助費	1,100,000	842,000	8,000	50,000	200,000	
保健衛生費	予防費	246,536	1,485	0	50,000	195,051	
合計		10,503,626	3,163,861	459,098	1,053,000	5,827,667	